

## 補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「観光振興事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、関東運輸局自動車交通部旅客第二課に提出してください。

### 【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。  
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。

### 1) 自社（タクシー事業者）で車両及び設備を申請する場合

#### 【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）



#### ■車両について

- (1) 令和3年度観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付申請書（様式第1）
- (2) 令和3年度：観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付申請書内訳（様式第1関係 別紙1）
- (3) 購入予定の自動車の見積書
- (4) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可。）
- (5) ディーラーから発行されるUD認定書（写）

#### ■多言語対応、無料Wi-Fiサービス、キャッシュレス決済対応について

※観光振興補助で、UDタクシーの補助を受けるには、多言語対応、無料Wi-Fiサービス、キャッシュレス決済対応の全てを整備する必要がある（「観光振興事業費補助金交付要領2.⑦」）。

- (6) 内定通知を受けた多言語対応、無料Wi-Fiサービスの見積書
- (7) 内定通知を受けた多言語対応、無料Wi-Fiサービス決済対応の仕様がわかるもの（価格が確認できるもの。カタログでも可。）

※その他、補助金交付申請にあつては、上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 補助を活用して購入するUDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料として、「UD研修の受講者数調べ」に関する書面（様式指定あり）

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、交付申請時までに要件を充足することが困難な場合は、当初の計画（研修受講の上配置する予定だった運転者名）と研修受講が困難な理由を記載し、令和4年3月31日までに要件を満たす旨を誓約する書面。

- 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付け通達）に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）

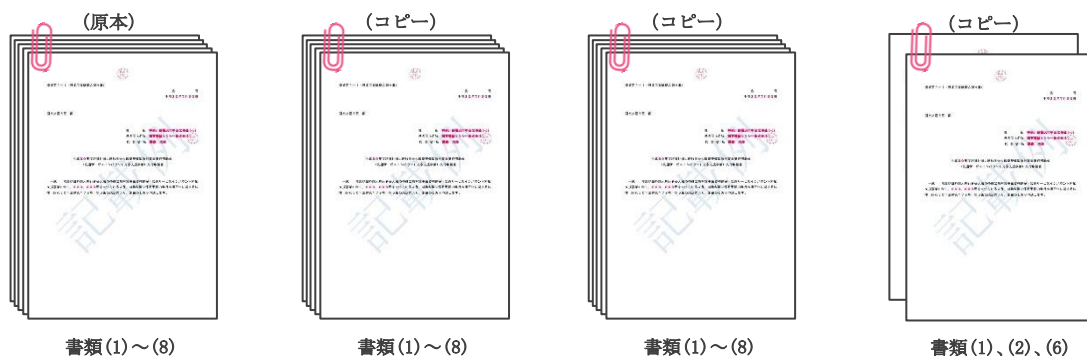
※新型コロナウイルス感染防止の観点から、交付申請までに通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施することが困難な場合は、当初の計画とその計画遂行が困難な理由を記載し、令和4年3月31日までに要件を満たすことを可能とする計画書面。

- UDタクシー車両に併せて多言語化、無料公衆無線LAN環境の整備、キャッシュレス対応を行うこととすることを証する書面（様式指定あり）

- サポカー補助と併用はできないため、申請者がサポカー補助を利用しない意思があることを確認するための宣誓書

## 2) 車両をリース会社が申請する場合①

**【交付申請書の提出書類】** (記載方法は記載例をご確認ください)



### ■車両について

- (1) 令和3年度観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付申請書（様式第1）
- (2) 令和3年度：観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付申請書内訳（様式第1関係 別紙1）
- (3) 購入予定の自動車の見積書
- (4) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可。）
- (5) ディーラーから発行されるUD認定書（写）

**※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。**

- (6) 貸与する車両・船舶の状況（様式第1関係 別紙2）
- (7) 自動車リース見積書
- (8) 自動車リース料金算定根拠明細書

**※その他、令和3年度予算による補助金交付申請にあつては、上記書類に加えて次の書類が必要となります。**

- 補助を活用して購入するUDタクシー1台につき2名以上のUD研修受講の挙証資料として、「UD研修の受講者数調べ」に関する書面（様式指定あり）

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、研修の開催が中止されるなどにより、交付申請時までに要件を充足することが困難な場合は、当初の計画（研修受講の上配置する予定だった運転者名）と研修受講が困難な理由を記載し、令和4年3月31日までに要件を満たす旨を誓約する書面。

- 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(平成30年11月8日付け通達)に基づく研修を年2回以上実施していることを証する書面（様式指定あり）

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、交付申請までに通達に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施することが困難な場合は、当初の計画とその計画遂行が困難な理由を記載し、令和4年3月31日までに要件を満たすことを可能とする計画書面。

- UD タクシー車両に併せて多言語化、無料公衆無線 LAN 環境の整備、キャッシュレス対応を行うこととすることを証する書面（様式指定あり）
- サポカー補助と併用はできないため、申請者がサポカー補助を利用しない意思があることを確認するための宣誓書

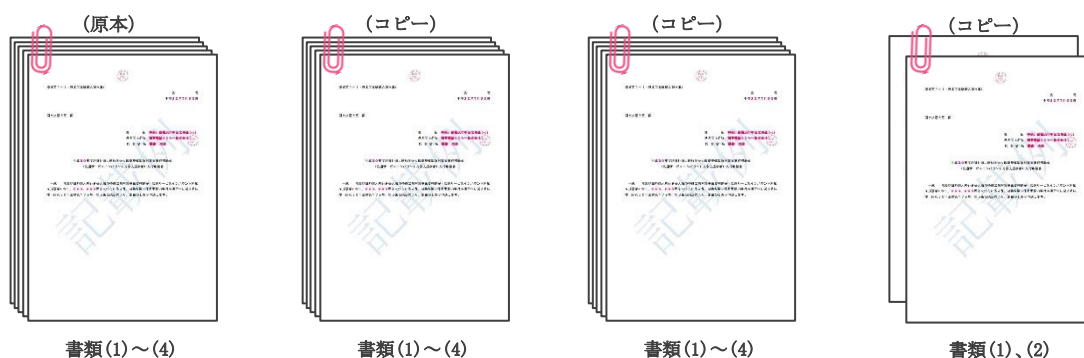
### 3) 車両をリース会社が申請する場合②

#### 【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

##### ■多言語対応、無料Wi-Fiサービスについて

※観光振興補助で、UDタクシーの補助を受けるには、多言語対応、無料Wi-Fiサービス、キャッシュレス決済対応の全てを整備する必要がある（「観光振興事業費補助金交付要領2.⑦」）。

- ・リース会社が申請する場合、リース車両についてのみの申請となるため、多言語対応、無料Wi-Fiサービスについては、別途**自社（タクシー事業者）にて申請**する。



- (1) 令和3年度観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付申請書（様式第1）
- (2) 令和3年度：観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付申請書内訳（様式第1関係 別紙1）
- (3) 内定通知を受けた多言語対応、無料Wi-Fiサービスの見積書
- (4) 内定通知を受けた多言語対応、無料Wi-Fiサービスの価格表等（価格が確認できるもの。カタログでも可。）